

平成29年度千葉市民活動支援センターの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とまちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成29年3月15日付けで甲乙間で締結した千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第47条第3項の規定に基づき、平成29年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第47条第1項に規定する指定管理料の額は、19,218,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定第70条第3項に規定する利益の還元の方法、時期等については、甲乙の協議により、その詳細を定めるものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体

代表団体
千葉市中央区中央3丁目9番13号
特定非営利活動法人まちづくり千葉
理事長 山本俊子

構成団体
千葉市若葉区みつわ台5丁目12番1棟304号
リベルタちば
代表 出納いずみ

千葉市中央区道場南2丁目9番2号サンオラージュ201号
株式会社まちづくり商会
代表取締役 原田正隆